

物 品 売 買 契 約 書 (案)

売主 五 所 川 原 市

買主

上記当事者間において、次の条項により物品売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売主は、その所有する次に掲げる物品（以下「売買物件」という。）を買主に売り渡し、買主は、これを買受けた。

売買物件の表示

品 名
形 式

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 買主は、前項の売買代金を売主が発行する納入通知書により、平成31年3月22日までに納入するものとする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、免除する。

(所有権の移転)

第4条 売買物件の所有権は、買主が売買代金を完納したとき、買主に移転するものとする。

(売買物件の引渡し時期)

第5条 売買物件は、所有権の移転後、すみやかに買主に引渡すものとする。

2 売買物件の引渡しは、売主買主が協議のうえ定めた日に所定の場所において実地に行い、買主は、売買物件の受領書を売主に提出するものとする。

(売買物件の搬出)

第6条 売買物件の引渡し時における搬出は買主が行なうものとし、それに要する一切の費用及び手続きは買主の負担とする。

2 買主は、売買物件の搬出を平成31年3月28日までに行うものとする。

(かし担保)

第7条 買主は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れたかしがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

(危険負担)

第8条 買主は、本契約締結のときから売買物件の引渡しของときまでに、売買物件が売主の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売主に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約の解除)

第9条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(違約金)

第10条 売主は、前条の規定により、本契約を解除した場合は、売買代金の100分の5に相当する金額を違約金として買主から徴収する。この場合、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第12条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買主の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 本契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、売主と買主とが協議のうえ決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、売主及び買主が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売 主 五所川原市字布屋町 4 1 番地 1
五所川原市長 佐々木 孝 昌

買 主